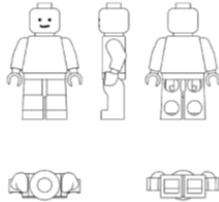


●EMPIRE STEAK HOUSE 事件

知財高裁 令和 5 年 1 月 17 日		
令和 4(行ケ)10087 審決取消請求事件		
当事者	原告:アールジェイエイ レストラン エルエルシー 被告:特許庁長官	判決要旨: 本願商標の図形部分については、指定役務中「ステーキ料理の提供」との関係において、自他役務識別機能を有しないか又は同機能が極めて弱いものであるとされ、「STEAK HOUSE」の文字部分についても、同様に判断された結果、「EMPIRE」の文字部分を要部として、引用商標とは類似とされた。
対象商標	本願商標  引用商標 EMPIRE (標準文字)	コメント: 当コンテンツ 2019 年 12 月分にあるように、次の商標につき同様の判断がなされている(R1(行ケ)10104)。 
結論	類似 (商標法 4 条 1 項 11 号)	

●レゴ立体商標事件

知財高裁 令和 4 年 12 月 26 日		
令和 4(行ケ)10050 審決取消請求事件		
当事者	原告:レゴ ジュリス エー/エス 被告:特許庁長官	判決要旨: 本願商標に係る立体的形状は、「人型のおもちゃ、組立おもちゃ」の形状として、機能又は美観上の理由による形状の選択として予測し得る範囲のものであるなどとされた上で、原告商品については、基本的に本願商標対応部分の頭部の上に更に頭髮等の部品が付されて完成された形状をもって、その形状と認識されてきたもので、本願商標対応部分のみでは未完成の商品であると認識するのが通常であるなどとして、自他商品識別力を獲得したものとは認められないとされた。
対象商標	本願商標  第 28 類「おもちゃ、組立おもちゃ」等	コメント: 原告のおこなったアンケート結果についても、本願商標の画像を見て、原告ブランドより、それ以外のブランド名等を選択した者の割合の方が多しなどと指摘されている。
結論	識別力なし (商標法 3 条 1 項 3 号該当、同 2 項非該当)	

●赤い靴底事件

知財高裁 令和 5 年 1 月 31 日		
令和 4(行ケ)10089 審決取消請求事件		
当事者	原告:X 被告:特許庁長官	判決要旨: 本願商標の色彩及び色彩を付する位置はいずれもありふれたもので、構成に特異性は認められないなどとされた上で、ラグジュアリーブランドに関心のある女性を中心にした一定の需要者には、本願商標が使用された女性用ハイヒール靴は原告ブランドを指すものと認識されていることは認められるものの、本願商標の構成態様は特異なものとはいえず、本件アンケート結果からも認知度は限定的であるなどとされた結果、本願商標は公益性の例外として認められる程度の高度の自他商品識別力を獲得している(独占適応性がある)と認めることができないと判断された。
対象商標	本願商標  第 25 類「女性用ハイヒール靴」	
結論	識別力なし (商標法 3 条 1 項 3 号該当、同 2 項非該当)	コメント: 本願商標は、表示位置(靴底)は特定されているが、文字や図形と組み合わせたものではない、輪郭のない単一の赤色のみからなる商標である。

●zhiyun 事件

知財高裁 令和 5 年 1 月 19 日		
令和 4(行ケ)10073 審決取消請求事件		
当事者	原告:WES(株) 被告:桂林智神信息技术股 ▲ふん▼有限公司	判決要旨: まず、本件商標と引用商標とを全体として類似するとした上で、原告の多数の商標登録出願はその事業内容と無関係なものが多く、他人の使用より後れる類似商標の出願には偶然に一致したものは認め難いものが含まれる、などの事情が挙げられた。そして、本件についても、原告は、被告が海外において引用商標を付した商品の相当の販売実績を有していることを知りながら、我が国で先に商標登録を得ることで金銭的利益を得ようとしていたものと推認し得る、このような経緯等に照らせば、本件商標の登録を認めることは商標法の予定する公正な取引秩序に著しく反するものというべきであるから、本件商標の商標登録は、公序良俗に反するものというほかない、とされた。
対象商標	本件商標 zhiyun (標準文字) 引用商標 ① Zhiyun ③  ② ZHIYUN ④ ZHIYUN	
結論	公序良俗違反 (商標法 4 条 1 項 7 号)	コメント: 以上の他、原審では、原告は他者からの譲渡対価の取得等を目的として登録商標を収集しているなどとして、商標法 3 条 1 項柱書きに違反するともされている。

●HEAVEN 事件

知財高裁 令和 5 年 1 月 31 日		
令和 4(行ケ)10090 審決取消請求事件		
当事者	原告: 株式会社 CHANCE-LAND 被告: 特許庁長官	判決要旨: 「ホストクラブ」は、「ホスト(クラブなどの接客係の男性)が主に女性客をもてなす酒場。」であり、飲食物の提供が付随する娯楽を提供するものとしてナイトクラブと同様であることに鑑みると、本願商標の指定役務の「ホストクラブにおける飲食物の提供又はこれに関する助言・相談若しくは情報の提供」は、娯楽サービスの提供(接待等)の面ではなく、飲食物の提供の面から検討するのが相当であるなどとされた。そして、飲食物を提供するという点、規制する法律、業種、役務提供の手段・目的・場所、役務提供に関連する物品、需要者等の範囲が共通し、同一の事業者が提供する場合もあるとして、本願商標及び引用商標の指定役務とは類似と判断された。
対象商標	本願商標 第 43 類「ホストクラブにおける飲食物の提供」他 「HEAVEN」(標準文字) 引用商標 第 43 類「インド・カレー・インド料理の提供」 	
結論	類似 (商標法 4 条 1 項 11 号)	コメント: なお、左の結論上、当然であるが、商標も類似とされた。

●MG996R 事件

東京地裁 令和 5 年 1 月 31 日		
令和 4(ワ)70046 損害賠償請求事件		
当事者	控訴人: 梅本合同会社 被告: A こと B	判決要旨: 本件標章の冒頭の「4Pcs」は数量が 4 個であることを示す、本件標章中の「MG996R」との記載の前後には空白が設けられている、続く「Servo Metal Gear 20 Torque Digital Servo Motor for Smart Car Robot」との記載は本件商品の普通名称ないし用途を示す、などとされた上で、本件標章のうち「MG996R」の部分は分離観察ができるとして、これと本件商標との類似性が肯定された。
対象商標	本件商標 MG996R (標準文字) 本件標章(赤枠部分) 	コメント: 赤枠部分には本件商標と同じ「MG996R」の文字が記載されており、たしかにこの部分は識別標識といえるかもしれないが、目立ちにくい態様ではある。 なお、被告の商品は「ラジオコントロール式自動車、ロボット及びヘリコプターに用いる模型用サーボモーター」であり、本件商標権の指定商品「ラジオコントロール式模型の部品」に当たるとされている。
結論	侵害 (商標法 37 条 1 号、38 条 5 項等)	

●2ちゃんねる事件

知財高裁 令和5年1月26日		
令和2(ネ)10009、同年(ネ)10037 商標権侵害差止等請求控訴事件、同附帯控訴事件		
当事者	控訴人:X 被告:レース クイーン(RQI) インク	判決要旨: 控訴人の本件訴えのうち、当審の口頭弁論終結の日の翌日以降に生ずべき損害賠償金の支払を求める部分是不適法であるが、その余の本件損害賠償請求の一部については理由があるなどと判断された。
対象商標	原告商標 ①2ちゃんねる(標準文字) ②2ch(標準文字) 被告標章 ①2ちゃんねる ②2ch.net	コメント: 損害額に関し、関与期間 43 か月と 12 日間についての月額 500 万円(=2 億 1700 万円)を請求することができることとされた。なお、被控訴人の主張する先使用权や無効の抗弁(商標法 4 条 1 項 10 号)は認められなかった。
結論	侵害(一部認容) (民法 709 条、商標法 36 条 1 項等)	

●BOY LONDON 事件

東京地裁 令和4年12月8日		
令和2(ワ)23616 商標権侵害損害賠償請求事件(第1事件) 同第23627 商標権侵害行為差止請求事件(第2事件)		
当事者	原告:アングロフランチャイズ [®] リミテッド [®] 被告:PAGE-ONER(株)	判決要旨: サブライセンス契約の締結により、日本における「BOY LONDON」の流通、販売について合法的な権限を有するとの被告の主張は採用できないなどとして、商標法 38 条 3 項による損害賠償請求が認められた。
対象商標	原告商標  ほか 被告標章  ほか	コメント: 本訴訟に先立ち、原告による仮処分 [®] の申し立て(認容)、調停に代わる決定(原告の異議申立により失効)があった模様である。
結論	侵害(一部認容) (商標法 38 条 3 項等)	